

# 薪ストーブ等を設置した方に 補助金を交付します!

大子町では、薪ストーブ等の普及を支援することにより、森林資源の利活用を推進し、低炭素社会の構築及び地域林業の活性化に寄与するため、薪ストーブ等を設置する方に補助金を交付します。

## ■ 補助対象者

次の要件を全て満たす方が対象となります。

1. 町内に住所を有する個人又は町内に事業所を置く法人であること
2. 町税等を滞納していないこと

## ■ 補助対象となる薪ストーブ等

薪ストーブ、ペレットストーブ、薪ボイラー、チップボイラー、ペレットボイラー

## ■ 補助対象となる要件

次の要件を全て満たす薪ストーブ等が対象となります。

1. 町内に所在する住宅、事業所、農業用施設又は集会施設に設置するものであること
2. 未使用品であること
3. 薪ストーブ及びペレットストーブについては、二次燃焼機能により排煙を減少させる機能を有するものであること
4. 令和2年3月末日までに購入し、設置を完了するものであること

## ■ 補助金の額

薪ストーブ等の購入費及び設置工事費の3分の1に相当する額（5万円が限度）

## ■ 補助金の申請に必要な書類

**設置工事着工前**に次の書類を添えて申請してください。

1. 補助対象経費の内訳が明記された見積書の写し
2. 設置予定箇所の着工前の現況を示す写真
3. 設置予定機器のカタログ

## ■ 申請書類

申請書類の様式は、下記からダウンロードできます。

大子町公式HP 薪ストーブ等設置費補助金

<http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page002843.html>

## ■ 申請及び問合せ先

### 大子町役場まちづくり課（本庁2階）

〒319-3526

茨城県久慈郡大子町大子866番地

TEL 0295-72-1131

※ 事業の詳細については、大子町公式HPをご覧くださいか、まちづくり課までお問い合わせください。



受付開始：平成31年4月1日